公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び 第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)」に関する留意事項について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条 第 2 項に基づく届出の基準等について (一部改正)」に関する留意事項について別添のとおり取り扱うことといたしましたので御了知の上、貴会会員へ周知をお願いします。

なお、当該感染症におきましては、情報収集を継続中であり、新たな対応を行う場合には、 別途お知らせします。また、同様の事務連絡を全国の地方公共団体の衛生主管部局宛てに発 出しておりますことを申し添えます。

- 別添1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び 第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)」に関する留意事項に ついて(令和2年2月7日健感発0207第1号)
- 参考1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び 第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)」(令和2年2月4日 健感発0204第1号)
- 参考2 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準